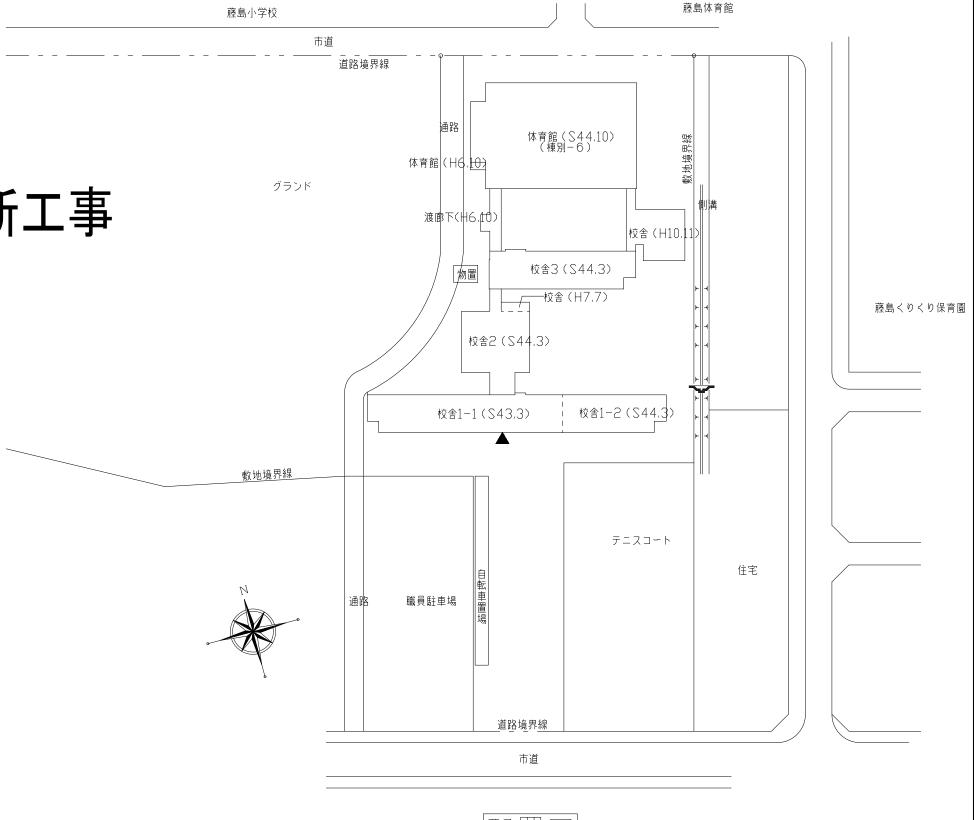


特記仕様書

工事場所 鶴岡市藤島字笹花86番地1

1 一般事」

- 1. 特記無き事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備 及び機械設備工事編)」「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備及び機械設備工事編)」 最新年版による。
- 2. 工事写真・完成写真は指示された部数提出すること。
- 3. 図面等に記載されていない事項であっても、法規上、現場取合い及び納まりで当然必要と思われる軽微な変更は、監督職員と協議の上で施工する。但し、これによる請負金額の変更は原則として行わない。
- 2 仮設工事
- 1. 工事用電力は最寄りの電柱より分岐使用することとし、これに要する手続き、経費等は請負者の負担とする。
- 3 その他
- 1. 工事に際しては施設管理者と事前協議を行い、資材搬入路・工事区画・作業期間の詳細を決定すること
- 2. その他、工事期間中の騒音等について配慮の上施工することとし、第三者(特に施設利用者)への危害がないよう十分留意すること。
- 3. 多目的室東側敷地には樹木がありクレーン等の侵入不可であるため、機器搬入については昇降口から行うこと。



配置図



鶴岡市教育委員会管理課

製

特記

製図R7年10月工事名鶴岡市立藤島中学校多目的室エアコン更新工事図面番号縮尺NON図面名配置図1

